

「外国人起業活動促進事業（スタートアップビザ）」に関する Q&A

1 「外国人起業活動促進事業」の仕組みについて

質問 1 どのような人が利用できますか？

(回答)

原則として、1年以内に京都府内で新たに事業を始める外国人の方が利用できます。

また、すでに他の在留資格（※）で日本に在留されている外国人の方も利用できます。

（※）在留資格「留学」、在留資格「教授」、在留資格「研究」、本邦の大学等を卒業した留学生在が卒業後継続して就職活動を行うための在留資格「特定活動」をもって在留する者を想定しています。それ以外の在留資格については、地方出入国在留管理局にご相談ください。

質問 2 この制度のメリットは何ですか？地方出入国在留管理局で認定される通常の在留資格と何が違うのですか？

(回答)

この制度は、在留資格「経営・管理」の特例として設けられました。通常、外国人起業家が在留資格「経営・管理」の認定を受けるためには、事務所の開設に加え、2名以上の常勤職員の雇用または一定の資本金を有すること等の要件を満たす必要があります。

この事業では、今後1年以内にその条件を満たす蓋然性が高く、起業準備活動が国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る上で適切なものであり、事業計画が適正かつ確実なものであると認められた方について、事業を始めるための準備（起業活動）の期間として最長1年間（6ヶ月後に更新が必要）の在留資格「特定活動」が認められます。

通常の在留資格の認定は地方出入国在留管理局で行われますが、この事業では、まず京都府で起業準備活動計画の確認を受けた後、京都府が発行する確認証明書（及びその他資料）をもって地方出入国在留管理局に申請するという2段階のステップが必要となります。

すでに、「経営・管理」の認定を受ける要件を満たしているとお考えの場合は、直接、地方出入国在留管理局で認定を受けられることをお勧めします。近い将来、京都府内で事業を開始することをお考えで、1年以内にその準備が完了する見込みがあれば、この事業を利用して京都府内で起業準備活動に取り組んでいただければと思います。

質問3 在留資格「特定活動」の取得を目的としない場合でも、起業の相談や支援等は受けられますか？

(回答)

この制度では、京都海外ビジネスセンターの関係機関を中心に、在留資格「特定活動」の発行のサポートだけでなく、起業及び経営に関する外部有識者からのアドバイス提供、法人設立時の行政書士等のリーガルサポートや住居等生活全般の支援を含む、包括的な起業準備支援を行います。

また、相談・支援窓口では、米国シリコンバレーでの会社設立にも携わったコンシェルジュ等を配置しておりますので、経験に基づいたアドバイスを提供することができます。※申請や起業に関する相談をされる場合は、必ず事前に予約をお願いします。

質問4 京都府から「起業準備活動計画確認証明書」をもらえば、必ず在留資格「特定活動」を受けることができますか？

(回答)

京都府が発行した起業準備活動計画確認証明書は、地方出入国在留管理局による在留資格認定にプラスに働きますが、確認証明書があるからといって確実に認定を受けられるとは限りません。在留資格「特定活動」の発行に係る審査は、あくまで地方出入国在留管理局が行います。

質問5 「起業準備活動計画」のどのような点を確認するのですか？「起業準備活動計画確認証明書」がもらえない場合もあるのですか？

(回答)

申請された起業準備活動計画書等は、1年以内の準備期間（起業準備活動期間）を経て、通常の在留資格「経営・管理」の認定を受ける可能性が高いかどうかという視点から評価を行い、十分な蓋然性があるものについて「起業準備活動計画の確認」を行います。そのため、提出する起業準備活動計画書やその他添付書類には、以下のような内容を分かりやすく盛り込んでいただく必要があります。

- ・どのような事業を行うか？【事業内容】
- ・どこで事業を行うか？【事業実施地域】
- ・どのような準備、活動を経て事業を始めるか？【事業開始までの具体的計画】
- ・事業を始めるまで（起業準備活動）にどの程度の資金を要するか？その資金をどうやって調達するか？【起業準備活動資金・調達方法】

- ・どこにいつ頃、事業所を開設するか？【開設時期・開設場所】
- ・(会社を設立する場合は)誰が法人の役員となり、どのような役割を担うか？【法人役員】
- ・どの程度の規模の事業を行うか？【事業規模】
- ・事業を始めるまで(起業準備活動)の期間の住居は確保されているか？生活するための資金は足りているか？【居住地、生活資金】

提出書類等から蓋然性が十分であると認められない場合は、「起業準備活動計画の確認」を行うことはできませんのでご了承ください。

質問 6 現在は海外に住んでいます。将来来日することを考えていますが、申請できますか？

(回答)

申請は可能ですが、申請にあたっては、まず申請・相談窓口へ電話またはメールにてご相談ください。その後、申請者本人と面談を実施させていただきますので、その際は必ず来日してください。

質問 7 現在は京都府外(国内)に住んでいます。この制度に申請できますか？現在は、京都府内に住んでいます。近日中に府外に転居する予定です。それでも申請できますか？

(回答)

申請者の現住所に制限はありません。ただし、1年間の起業準備活動は京都府内で行い、新たに設ける事業所も京都府内に開設していただく必要があります。起業準備活動期間に京都府内で活動を行うことに適しない地域にお住まいの場合は、「起業準備活動計画の確認」が困難になると考えられます。

質問 8 私は京都府内に住んでいます。事業所は府外に設ける予定です。この制度を利用できますか？

(回答)

この制度は、京都府内で起業準備活動を行い、将来、京都府内に事業所を設けて事業を始められる外国人の方を対象としておりますので、申請されても「起業準備活動計画の確認」の対象とはなりません。

質問 9 私は現在ホテルに短期滞在しています。申請書の住所には何を記入すればよろしいですか？

(回答)

申請書の住所には、1年間の在留期間中に連絡が取れる居所を記入していただく必要があります。申請後、在留期間の終了までの間にやむを得ず住所を変更される場合は、必ず連絡先をジェトロ京都貿易情報センター（京都海外ビジネスセンター内）に連絡し、いつでもご連絡できる状態にしてください。

質問 10 自分では起業しない（事業に携わらない）予定ですが、家族（親族）が京都府内で起業する予定です。私も申請できますか？

(回答)

本事業は、新たにご自身で事業を始める方（経営者、経営幹部等）を対象としますので、それ以外の家族等は申請者に含まれません。また、ご家族等が従業員としてお勤めになる予定であっても、対象とはなりません。ただし、他の在留資格に該当する可能性もありますので地方出入国在留管理局にご相談されることをお勧めします。

質問 11 知人が経営している会社を引き継いで経営する予定です。私もこの制度を利用できますか？

(回答)

本制度は新たに事業を開始される外国人を対象としておりますので、対象外となります。ただし、他の在留資格に該当する可能性もありますので地方出入国在留管理局にご相談されることをお勧めします。

質問 12 2人以上で共同で起業する予定です。どのように申請すればよろしいですか？

(回答)

在留資格の認定は個別に行われます。一人一人申請書等を作成の上、提出してください。2人以上の共同経営で事業を始められる場合、起業準備活動計画書の「2. 事業の概要」～「5. 資金繰り表」等は同一の内容になるかと思われませんが、それぞれが申請書類を作成の上で申請していただく必要があります。

質問 13 2人以上で起業する予定ですが、経営に携わるのは私だけで、他の人は従業員として勤める予定です。どのように申請すればよろしいですか？

(回答)

本制度は新たにご自身で（経営者として）事業を開始される外国人を対象としております

ので、従業員等は対象外となります。「経営に携わる」かどうかは、事業への出資（比率）、事業における役割等で実質的に判断されます。

質問 14 「起業準備活動計画確認証明書」に有効期間はありますか？

（回答）

有効期間は3ヶ月です。有効期間内に所定の添付資料とともに地方出入国在留管理局に提出し、在留資格「特定活動」の認定申請を行ってください。

2 申請手続きについて

質問 15 申請書はどこで入手できますか？

（回答）

申請書は、「留学生・外国人材の起業支援」(URL: <https://www.kyoto-obc.jp/kigyoushien/>) からダウンロードしてください。

質問 16 申請書はどこに提出すればよろしいですか？

（回答）

以下の申請・相談窓口にて、起業準備活動計画書等の必要書類を提出してください。

※申請前には、窓口にて必ず起業準備活動計画の作成支援を受けてください。

※来所される場合は、必ず事前に予約をお願いします。

<ジェットロ京都貿易情報センター（京都海外ビジネスセンター内）>

住 所：京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター3階

電 話：075-341-1021（平日 9時～18時）

メール：KYO-startup@jetro.go.jp

質問 17 申請してから回答をもらえるまで、どのくらいの時間がかかりますか？

（回答）

必要書類が不備なく揃っている場合、中小企業診断士の審査に2週間程度、「起業準備活動計画確認証明書」の交付手続きに2週間程度で回答できる見込みです。

しかし、書類不備の場合や追加で証明書類等が必要な場合、あるいは多くの申請が集中した場合などには、さらに時間がかかることもあります。

また、在留資格「特定活動」を得るためには、京都府が発行する「起業準備活動計画確認証明書」に必要書類を添えて、地方出入国在留管理局で所定の手続きを完了する必要があります。手続きの詳細については、地方出入国在留管理局に直接お問い合わせください。

質問 18 申請書を提出した後に、住所（あるいは連絡先）、事業内容等を変更することになりました。どのような手続きが必要ですか？

（回答）

住所（連絡先）の変更については、「変更届出書」の提出が必要となります。変更事項を記入した「変更届出書」を、京都海外ビジネスセンターあてメールにてご提出ください。

事業内容等の変更については、「起業準備活動計画確認証明書」の交付審査中の場合は、審査結果に影響しますので、早急にジェトロ京都貿易情報センター（海外ビジネスセンター内）までご連絡ください。在留資格「特定活動」取得後であれば、月 1 回の進捗状況確認の面談時にお申し出いただければ結構です。

質問 19 結果はどのように連絡してもらえますか？「起業準備活動計画確認証明書」はどこでもらえますか？手数料はかかりますか？また、「起業準備活動計画確認証明書」をもらえない場合はどのように連絡してもらえますか？

（回答）

「起業準備活動計画確認証明書」が発行される場合、申請書に記載された連絡先に電話又はメール等で連絡しますので、ジェトロ京都貿易情報センター（京都海外ビジネスセンター内）まで受け取りに来てください。手数料はかかりません。

また、起業準備活動計画の確認を行ったところ、「起業準備活動計画確認証明書」の発行に至らなかった場合は、「起業準備活動確認結果通知書」にて通知します。

3 起業準備活動確認計画書等の記入について

質問 20 記入の仕方がよく分からないのですが、どこへ行けば教えてもらえますか？

（回答）

ジェトロ京都貿易情報センター（京都海外ビジネスセンター内）にお問い合わせください。来所される場合は、必ず事前に予約をお願いします。

<ジェトロ京都貿易情報センター（京都海外ビジネスセンター内）

住 所：京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター3階
電 話：075-341-1021（平日 9時～18時）
メール：KYO-startup@jetro.go.jp

質問 21 ダウンロードした書類では記入スペースが足りないのですが、どうすればよろしいですか？

（回答）

ワードデータを加工（行を挿入するなど）して記入いただいても構いません。

質問 22 書類は自分の国の言葉で記入することはできますか？添付書類（原本）が日本語または英語でない場合、日本語または英語訳をつける必要がありますか？

（回答）

申請書等は日本語もしくは英語でご記入ください。お名前はアルファベット、または、漢字（ひらがな、カタカナ）表記をお願いします。

日本語または英語以外の資料（証明書の写し等）を提出される場合は、日本語または英語訳を添付してください。

質問 23 これから実施する事業の全体像が固まっていません。記入できないところは空欄のままでもよろしいですか？

（回答）

起業準備活動計画書には、ある程度の裏付けを持って、今後実現、実施することが可能な内容を記述していただきます。実現可能性がない、あるいは、可能性がかなり低いものは記入しないでください。どうしても記入できない項目は空欄でも結構ですが、計画書の記載内容をもって蓋然性があるかどうかを判断しますので、空欄が多くなる場合は、時間をかけて事業計画を熟考された後に申請されることをお勧めします。

質問 24 起業準備活動確認計画書の「1. 申請人の概要 （2）事業における申請者の役職・役割」にはどのようなことを記入すればよいのですか？

（回答）

実質的に一人で起業される場合（100%出資の場合等）は、「代表取締役」、「経営全般」、「代表者として事業全体を統括する」といった記述が想定されます。他の外国人と共同で起業（申請）される場合、あるいは、他に日本人経営者がいる場合などは、事業におけるご自

身の具体的な役割、例えば、「営業担当副社長として〇〇地域への販売に責任を持つ」、「取締役として〇〇プロジェクトの企画、開発、生産を統括する」、「CFO として資金調達、財務管理、及び、経営企画を担当する」といった説明をお願いします。

質問 25 起業準備活動確認計画書の「1. 申請者の概要 (5) 起業の予定 e 資本金 (または自己資金)」で、私は会社を作らないで事業を始める予定です。「資本金 (または自己資金)」には何を記入すればよろしいですか？

(回答)

一般に、株式会社等の法人で事業を行う場合は、法人の登記日、法人を作らずに個人事業で始められる場合は、(税務署に) 開業届を提出する日をもって開業日とします。また、初めて売上を計上した日をもって開業とする考え方もあります。

個人事業主の場合は、資本金に替えて、事業を始めるために特に用意された事業資金の額を自己資金の欄に記入してください。

質問 26 私は、日本に来て間もないので、「2. 事業の概要」で要求されている販売先、販売単価、原価の内訳などについて、具体的に内容、金額 (レベル) が思いつきません。どうすればよろしいですか？

(回答)

新たに事業を始められる際には、多くの資金、多大な労力が必要になりますし、失敗のリスクも小さくはありません。ご自身のお得意の分野で十分な知見を積み、具体的な事業のイメージが確立されてから申請されることをお勧めします。

質問 27 起業準備活動確認計画書の「2. 事業の概要 (5) 収益を上げることが可能な理由 (革新的な技術・商品・サービス、ビジネスモデル等)」に関して、私は利益を目的として事業をやるつもりではありませんので、回答が思い当たりません。どうすればよろしいですか？

(回答)

利益が上がらなくても、“京都府の産業の国際競争力の強化、雇用の拡大、地域経済への循環及び国際的な経済活動拠点としての発展を目的とする事業”であれば、起業準備活動計画確認の対象となる可能性もありますが、一般には、ある程度の規模を維持するための利益を上げられる蓋然性が認められないと、起業準備活動計画の確認がされないとお考えください。営利事業以外のものをお考えでしたら、他の在留資格の申請等も含めて、地方出入国在留管理局と相談されることをお勧めします。

質問 28 私は、すぐにでも開業する予定です。その場合でも、起業準備活動確認計画書の「3. 起業活動の工程表」に12ヶ月の予定を書く必要がありますか？

(回答)

その場合、開業後については、開始した事業の事業展開（販売活動、生産活動等）、売上や資金調達等の計画についてご記入ください。

質問 29 将来どのくらい売上が上がるか、どのくらい費用がかかるかよく分かりません。起業準備活動計画書の「4. 利益計画」はどうやって記入すればよいのですか？また売上や経費の内訳はどのような科目を入れればよいのですか？

(回答)

将来、どれくらい売上が上がるか、どのくらい費用がかかるか、予想することは難しいかと思えます。しかし、事業の持続可能性を判断し、起業準備活動計画の確認に必要な項目をチェックするためには不可欠なものですので、ある程度の根拠を踏まえて想定している事業や顧客の性質（例えば平均単価、顧客数）に即した数字を入れてください。

売上や経費の内訳は代表的なもの（金額が大きいもの、事業の特性を示すものなど）をご記入いただき、それ以外は「その他」としてまとめていただいで結構です。

質問 30 本制度で認められた1年間に日本で働いて、事業を始めるために必要な資金を貯めるつもりです。その場合でも、資金の調達方法を記述する必要がありますか？

(回答)

この制度で認められる1年間（6ヶ月後に更新が必要）の在留期間は起業準備活動を行っていただくためのものであり、就労を行うこと（資格外活動）は原則として認められません。1年間の生活及び起業準備活動に必要な資金が予め確保されていない場合は、起業準備活動計画の確認が困難になると考えられます。

4 その他

質問 31 私はこれまで印章を使ったことがありません。日本では印章を作成するには時間がかかるとは思いますが、書類には必ず押印しなければなりませんか？

(回答)

印章を使う習慣のない地域のご出身、あるいは、印章の入手が困難な方は印章に替

えて署名（サイン）を使われても結構です。原則として、署名は旅券（パスポート）と同じものをお使いください。

質問 32 提出書類の一つである「上陸又は在留資格の変更後 1 年間の申請者の住居を明らかにする書類」とは具体的にはどのようなものですか？

（回答）

賃貸住宅のご利用をお考えの場合は、契約書あるいは賃借申込書など長期滞在者用宿泊施設等をお考えの場合は、当該施設との宿泊予約を証明するもの、知人等宅への滞在については、その方が作られた滞在を認める書類及びその方の居住を証する書類（賃貸契約書等）などを指します。

質問 33 提出書類の一つである「上陸又は在留資格の変更後 1 年間の申請者の滞在費を明らかにする書類」とは、具体的にはどのようなものですか？

（回答）

滞在費とは、1 年間の生活資金と起業準備活動に必要な資金を想定しております。個々の世帯状況や実施する事業の内容（規模）により滞在費は異なってくるかと思いますが、一定の預金を確認できる書類を添付いただいております。

本事業は、通常の在留資格「経営・管理」の取得に向けて 1 年間起業準備活動を行っていただくもので、通常の在留資格「経営・管理」の認定を受けるためには、2 名以上の常勤職員の雇用または一定の資本金を有すること等の要件を満たす必要があります。

起業準備活動期間中は、起業準備活動と並行して就労を行うこと（資格外活動）は原則として認められませんので、本事業の申請時にある程度の資金を確保しておく必要があります。

一定の資金が予め確保されていない場合は、起業準備活動計画の確認が困難になると考えられますので、具体的に資金調達の見込みが立ってから申請されることをお勧めします。

質問 34 本制度で 1 年間（6 ヶ月後に更新が必要）の在留資格の認定を受けた後も「進捗状況の確認等」とあると聞きました。具体的にはどのようなことをする必要があるのでか？

（回答）

起業準備活動を行う期間において、申請・相談窓口のコンシェルジュを中心に、毎月 1 回、計画の進捗状況確認のための面談を行います。その際、必要な資料等（預金通帳など資金

状況が分かる資料、事業所の賃貸や従業員の雇用に関する契約状況、登記事項全部証明書、定款など）の提出を求めることがあります。

質問 35 「履歴書」にはいつからの経歴を記入すればよろしいですか？（学歴、職歴等の）記載事項が多すぎて入り切らない場合はどうすればよろしいですか？

（回答）

記載内容については申請者にお任せしますが、新しく始められる事業、あるいは、起業活動の実現可能性を評価できるような内容、例えば、学校での専攻・研究内容、お仕事での経験や業績等をご記入いただければと思います。

記入スペースが足りない場合は、行を挿入したり、紙を付け加えたりしていただいても結構です。

質問 36 代理人に任せて申請手続きを行ってもよろしいですか？

（回答）

申請書類の提出については、以下に記載する代理人でも可能ですが、申請者本人が、事前に申請・相談窓口において起業準備活動計画の作成支援を受けていただき、起業準備活動計画等の必要書類をご準備いただく必要があります。郵送等の受付は行っておりませんのでご注意ください。

<申請できる方>

弁護士もしくは、行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を經由してその所在地を管轄する出入国在留管理局長に届け出た者（ただし、申請者本人が国外にいる場合には、本邦の事業所の設置について、申請者本人から委託を受けている者（法人である場合にあっては、その職員）であること。）

※当該申請者との関係が分かる資料及びその立場にあることを証明する資料を提出してください。

質問 37 在留資格「特定活動」の期間満了を迎えたとき、どのような手続きが必要ですか？

（回答）

在留資格「特定活動」の期間満了後、引き続き本邦に在留し、事業の経営を行う場合には、地方出入国在留管理局において在留資格「経営・管理」への在留資格変更に係る手続きを行ってください。

なお、1年間の在留期間中、起業準備活動の継続が困難となった場合や、「経営・管理」

の在留期間の更新等が認められなかった場合には、本国に帰国いただくことになります。
帰国旅費（本国までの片道航空券相当）については、事業資金とは別に確保してください。